

補助事業番号 20-1-028

補助事業名 平成20年度犯罪等被害に関する相談及び相談員の育成・研修補助事業

補助事業者名 社団法人 被害者支援都民センター

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

犯罪被害者やその遺族等（以下「被害者」という。）が、苦痛を乗り越え自力回復できるよう、心のケアを行う。

また、全国被害者支援ネットワーク加盟の支援組織のリーダー的相談員に対し研修を行い、全国の被害者のために相談員を育成し、より高い知識と技術の向上を図り、もって公益の増進に寄与する。

(2) 実施内容

① カウンセリング事業（電話・面接相談）

平成20年4月1日から翌平成21年3月31日迄の間、国家公安委員会が定める要件を満たす犯罪被害相談員等（精神科医等を含む）が、電話相談や面接相談を行い、被害者に対し、合計2,711件の心のケアを行った。

ア 電話相談

専用電話（インターネット・手紙・ファックス等を含む）により、犯罪被害相談員等が被害者から合計2,229件の相談を受理し、各種情報の提供や心のケア等を行い、被害者の抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、被害からの軽減・回復を図った。

イ 面接相談

面接による支援を必要とする被害者に対し、犯罪被害相談員（精神科医・臨床心理士を含む）が、カウンセリングや各種情報の提供等を合計482件行い、被害者の抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、被害からの回復を支援した。

② 研修会の開催

7月と11月、延べ10日間、全国の民間被害者支援センターのリーダー的職員計33名に対し、弁護士、大学教授、精神科医等を講師に招いての研修等を実施した。参加者からは、「このような研修は初めてで、今後自信を持ってこの研修で学んだ成果を如何なく発揮して参りたい」との力強い発言が多く寄せられた

2 予想される事業実施効果

(1) カウンセリング事業

犯罪被害者は、何ら落ち度もないのに犯罪により身体的、経済的、精神的に多大な被害を被っている。その被害者に対し電話相談を開設し、2,229件の電話相談を受理し、その中から面接相談や直接的支援を行い、被害者の被害からの軽減回復を支援したことは、被害者の社会への尊厳回復につながった。

(2) 研修の開催効果

リーダー的相談員に対する研修であり、その目的はより高い知識と技術を身につ

けることである。全国どこでも同じレベルで被害者に対応することが出来るなど、この研修による効果は大きいものと思われる。

3 本事業により作成した印刷物

「民間被害者支援団体の支援と連携の実際」

－事例から学ぶ－

平成20年度 被害者支援調査研究事業

4 事業内容についての問い合わせ

団体名：社団法人 被害者支援都民センター（ヒガイシャシエントミンセンター）

住所：169-0052

東京都新宿区戸山3-18-1

代表者名：理事長 渥美 東洋（アツミ トウヨウ）

担当部署：総務課

担当者名：総務課長 福尾 五雄（フクオ イツオ）

電話番号：03-5287-3338

F A X：03-5287-3339

E-mail：fukuo-itsuo@shien.or.jp

U R L：<http://www.shien.or.jp>